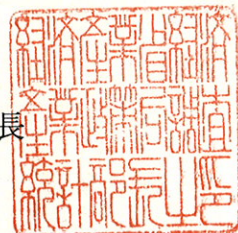


# 経済産業省

平成19・10・19統部第1号  
平成19年10月24日

社団法人日本建設機械化協会 会長 殿

経済産業省経済産業政策局調査統計部長



## 平成19年工業統計調査の広報依頼について

当省では、平成19年工業統計調査を平成19年12月31日現在で実施いたします。

工業統計調査は、我が国製造業の実態を明らかにすることを目的として、製造業を営む事業所を対象に行われるもので、「製造業の国勢調査」とも言われるものです。

この調査結果は、経済産業省はもとより、政府が実施する各種行政施策をはじめ、都道府県、市区町村の実施する各種行政施策の基礎資料として使われる外、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されております。

調査を円滑に実施し、所期の目的を達成するためには、あらかじめ調査対象事業所に調査の趣旨をよく御理解いただき、調査に協力していただくことが是非とも必要です。

つきましては、貴団体に属する各支所及び各事業所に対して、調査への御理解と御協力をいただけますよう、調査実施前の11月又は12月に、別紙1及び別紙2の文案を参考として、貴団体の機関紙（誌）、刊行物あるいは会議等において統計調査への協力を呼びかけていただきたくお願い申し上げます。

また、本年の調査より別添の資料のとおり、調査事項の一部を改正しましたので、ご注意を促していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、貴団体において御協力いただいた内容（機関誌の写し等）について、FAX等でお知らせいただければ幸いです。以上よろしく申し上げます。

(問い合わせ先) 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
経済産業省経済産業政策局調査統計部  
産業統計室 工業統計グループ (工業統計調査)  
TEL 03-3501-1511 内線 (2894)  
FAX 03-3501-7790  
担当 司子 朋宏 (E-mail: shiko-tomohiro@meti.go.jp)

## 別紙 1

※ 別紙の案文やポスター・キャラクターについて、電子媒体で提供が可能ですので、必要な場合は文書にありませんアドレスにメールにて御連絡ください（案文は一太郎、ポスター・キャラクターはJPEGです）。

．．． 製造事業所の皆様へ．．．

### 経 済 産 業 省

経済産業省では、工業統計調査を平成19年12月31日現在で実施します。

この調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、大学や民間の研究資料、小・中・高等学校の教材などにも広く利用されているところです。

皆様から提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いいたします。

なお、本年の調査より、調査事項の一部を改正しましたので、調査票の記入にあたってはご注意ください。

(ポスター)  
又は  
(キャラクター)

(横書見本)

製造事業所の皆様へ

工業統計調査に御協力ください

(キャラクター)

平成19年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査の実施にあたっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な御記入をお願いします。

なお、本年の調査より、調査事項の一部を改正しましたので、調査票の記入にあたってはご注意ください。

(経済産業省)

(縦書見本)

製造事業所の皆様へ

工業統計調査に御協力ください

(キャラクター)

平成十九年工業統計調査を十二月三十一日現在で行います。調査の実施に当たっては、本年十二月から来年一月にかけて調査員がお伺いします。

調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な御記入をお願いします。

なお、本年の調査より、調査事項の一部を改正しましたので、調査票の記入にあたってはご注意ください。

(経済産業省)



# 平成19年工業統計調査の改正について（調査票甲）

製造業の実態をよりの確に捉えるために、製造以外の活動について把握するための調査項目を設けました。  
改正点にご注意の上、調査票への記入をお願いします。

調査票には、事業所全体の数値を記入してください。

改正された項目を黄色で示しております。

## ★「製造等に関連した外注費」を追加しました。

貴事業所において、製造等に関連する外注費がある場合、ここに記入してください。  
具体的には、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等、貴事業所の収入に係る直接的な外注費用です。  
ただし、次のものは除いてください。

- ① 委託生産費（外注加工費）（「委託生産費」に記入してください。）
- ② 派遣会社への支払額（「その他給与額等」に記入してください。）
- ③ 固定資産に計上されるもの
- ④ 警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理・販売関係の外注費

## ★「転売した商品の仕入額」を追加しました。

貴事業所において、転売品（右の水色枠内の※で定義しています）の売上がある場合、売り上げた転売品に対応する仕入額をここに記入してください。  
○転売した商品の仕入額＝年初転売品在庫額＋当年転売品仕入額－年末転売品在庫額

## ★定義を変更しました。

貴事業所において、製造以外の活動をしている場合、それに係った原材料なども含めて記入してください。  
（例）製造と農業を行っており、  
製造用の原材料使用額10億円、農業用の原材料使用額（種、肥料など）1億円 の場合  
原材料使用額に110,000万円（11億円）と記入します。

（注）原材料、燃料、電力は購入額でなく使用額です。在庫となった分は含めないでください。

項目	金額（単位：万円）				
	千	百	十	万	千
9 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額（年間）（消費税額を含む。）					
原材料使用額					
燃料使用額					
電力使用額					
委託生産費（外注加工費）					
製造等に関連する外注費					
転売した商品の仕入額					
合計					

## ★「その他収入額」を追加しました。

貴事業所において、製造以外の活動をされている場合、ここにその収入額を記入してください。  
記入にあたっては、一緒に配布しました「商品分類表」の「その他収入分類表」を参照して、その他収入の種類ごとに1行ずつ記入してください。

- （例）①カーステレオの転売を行っている場合  
番号に"810000"、その他収入の種類名に"転売収入（カーステレオの転売）"と記入します。  
②自動改札機の修理を行っている場合  
番号に"880000"、その他収入の種類名に"修理料収入（自動改札機の修理）"と記入します。

なお、利子や配当などの収入、知的財産収入、事業所の土地などの売却によって得た収入などは、記入しないでください。

## ○「製造品」について

製造品とは、貴事業所で製造し出荷するものをいい、完成品だけでなく部分品も含まれます。  
また、下記※印で定義する委託生産品は含まれますが、受託生産品及び転売品は含まれません。

※委託生産品・・・自己の所有する原材料を他企業に支給して製造させたもの。  
「ア 品目別製造品出荷額」及び「イ 品目別製造品在庫額」に記入してください。

※受託生産品・・・他企業の所有する原材料に製造加工したもの。  
「ウ 加工賃収入額」に記入してください。

※転売品・・・仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの。  
検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工のみを行うものも含まれます。  
「エ その他収入額」に記入してください。

なお、製造品であっても、貴事業所内にある店舗で直接消費者へ販売したものは、「エ その他収入額」に記入してください。  
（ただし、インターネットや電話などを通じて店舗によらないで販売したものは、「ア 品目別製造品出荷額」に記入してください。）

## ★定義を変更しました。

直接輸出額の割合について、「製造品出荷額計」に占める割合から、「製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計金額」に占める割合に変更しました。

（例）直接輸出額 100億円  
製造品出荷額 400億円  
加工賃収入額 50億円  
その他収入額 50億円 の場合  
ここでは、「20.00」と記入します。  
直接輸出額の割合（20.00%）＝100 / (400+50+50) ×100

ア、ウ以外のその他収入額（修理料収入、転売収入など）を記入してください。  
ただし、知的財産収入、利子・配当などの事業外収入及び財産売却収入は除きます。

番号	その他収入の種類名	金額（単位：万円）				
		千	百	十	万	千
14	13のア、ウ、エの合計金					
	その他収入額計					
	★印合計					

項目	単位：立方メートル				
	百	十	万	千	百
18 作業工程					
備考					

## ★前回（平成18年）調査において、製造品出荷額に転売品を含めて調査票に記入していたか、いないかについて、

転売を含んでいた場合・・・1に○をつけてください。  
転売を含んでいない場合・・・2に○をつけてください。  
（転売を行っていなかった場合、転売を行っていたが製造品出荷額には含めていなかった場合も2に○をつけてください。）  
なお、本年（19年）の調査では、転売品は製造品出荷額には含めないで、「その他収入額」欄に記入してください。

項目	金額（単位：万円）
有形固定資産（単位：万円）	
年初現在高	
取得額	
除却額	
減価償却額	
リース契約による契約額	
製造品在庫額、半製品、原材料、燃料の在庫額	
製造品の出荷額、在庫額	

項目	金額（単位：万円）
製造品在庫額計	
15 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額（年間）（消費税を除く内国消費税額）	
納付税額又は納付すべき税額の合計	100000
16 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合（年間）	20.00
17 主要原材料名	
ア 購入したもの	
イ 他企業から支給されたもの（無償）	



# 平成19年工業統計調査の改正について（調査票乙）

製造業の実態をよりの確に捉えるために、製造以外の活動について把握するための調査項目を設けました。  
改正点にご注意の上、調査票への記入をお願いします。

調査票には、事業所全体の数値を記入してください。

改正された項目を黄色で示しております。

## ○「製造品」について

製造品とは、貴事業所で製造し出荷するものをいい、完成品だけでなく部分品も含まれます。  
また、下記※印で定義する委託生産品は含まれますが、受託生産品及び転売品は含まれません。

※委託生産品・・・自己の所有する原材料を他企業に支給して製造させたもの。  
「ア 品目別製造品出荷額」に記入してください。

※受託生産品・・・他企業の所有する原材料に製造加工したもの。  
「イ 加工賃収入額」に記入してください。

※転売品・・・仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの。  
検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工のみを行うものも含まれます。  
「ウ その他収入額」に記入してください。

なお、製造品であっても、貴事業所内にある店舗で直接消費者へ販売したものは、「ウ その他収入額」に記入してください。  
(ただし、インターネットや電話などを通じて店舗によらないで販売したものは、「ア 品目別製造品出荷額」に記入してください。)

## ★定義を変更しました。

貴事業所において、

- ①委託生産費以外の「製造等に関連する外注費」(下の水色枠内の(\*)で定義しています)がある場合、その外注費を、
  - ②転売品(上の水色枠内の※で定義しています)がある場合、その「転売した商品の仕入額」を、それぞれ含めて記入してください。
- なお、製造以外の活動を行っている場合、それに係る原材料なども含めて記入してください。

(例)

- 原材料・燃料・電力使用額 5300万円 (製造以外に使用した額 300万円を含む)
  - 委託生産費 1500万円
  - 製造等に関連する外注費 500万円
  - 転売した商品の仕入額 1000万円
- の場合

「8 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額」に、8300万円と記入します。  
(8300=5300+1500+500+1000)

(\*)「製造等に関連した外注費」とは生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等、貴事業所の収入に関係する直接的な外注費用です。  
ただし、次のものは含まれません。

- ①派遣会社への支払額(「現金給与総額」に記入してください。)
- ②固定資産に計上されるもの
- ③警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理・販売関係の外注費

## ★「その他収入額」を追加しました。

貴事業所において、製造以外の活動をされている場合、ここにその収入額を記入してください。  
記入にあたっては、一緒に配布した「商品分類表」の「その他収入分類表」を参照して、その収入の種類ごとに1行ずつ記入してください。

(例)①形鋼の転売を行っている場合

番号に"810000"、その他収入の種類名に"転売収入(形鋼の転売)"と記入します。

②建築現場での鉄骨組立工事を行っている場合

番号に"750000"、その他収入の種類名に"建設業収入(建築現場での鉄骨組立工事)"と記入します。

なお、利子や配当などの収入、知的財産収入、事業所の土地などの売却によって得た収入などは、記入しないでください。

## ★定義を変更しました。

直接輸出額の割合について、「製造品出荷額計」に占める割合から、「製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計金額」に占める割合に変更しました。

(例) 直接輸出額 10億円  
製造品出荷額 30億円  
加工賃収入額 5億円  
その他収入額 5億円 の場合  
ここでは、「25.00」と記入します。  
直接輸出額の割合(25.00%)=10/(30+5+5)×100

## ★前回(平成18年)調査において、製造品出荷額に転売品を含めて調査票に記入していたか、いないかについて、

転売を含んでいた場合・・・1に○をつけてください。

転売を含んでいない場合・・・2に○をつけてください。

(転売を行っていなかった場合、転売を行っていたが製造品出荷額には含めていなかった場合も2に○をつけてください。)  
なお、本年(19年)の調査では、転売品は製造品出荷額には含めないで、「その他収入額」欄に記入してください。

1 事業所の名称及び所在地 (フリガナ)	電話 ( ) 局 番	9 製造品出荷額等 (1) 製造品とは、自己の所有する原材料によって製造された製品をいい、製造品には部分品、副産物、製造工程から出たくず、廃物も記入してください。 (2) 製造品には、原材料を他企業に支給して製造させたものを含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するものはウに記入してください。 貴事業所で製造し、同じ企業の他の事業所へ引き渡したものを市価換算して製造品出荷額に含めてください。 製品名、加工品名、その他収入の種類名、番号、数量単位名などの記入に当たっては、商品分類表を参照してください。 額は、工場出荷価額によって記入してください。
目別製造品出荷額(年間) (自己の所有する原材料を他企業に支給して製造させたもの(委託生産品)を含め、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず「ウ その他収入額」に記入してください。)		ウ その他収入額(年間)(消費税額を含む。)
番号	製造品名	数量 単位名
金額(単位:万円)		金額(単位:万円)
千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円		千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円
加工賃収入額(年間)		その他収入額計
番号		番号
その他収入の種類名		その他収入の種類名
金額(単位:万円)		金額(単位:万円)
千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円		千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円
10 9のア、イ、ウの合計金額		110000 ★印合計
11 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の合計額(年間)(消費税を除く内国消費税額)		納付税額又は納付すべき税額の合計。
12 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合(年間) 直接輸出がない場合は、「0.00」を記入。 (直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続きを行ったものをいいます。)		100/100
13 主要原材料名及び簡単な作業工程		
ア 購入したもの	イ 他企業から支給されたもの(無償)	ウ 作業工程
備考		申告者(代表者)
前回の平成18年調査で「9項ア 品目別製造品出荷額」に転売を含んで申告していたか、いないかを○で囲んでください。 → 1. 転売を含んでいた 2. 転売を含んでいない		本票の内容について回答できる人の職・氏名

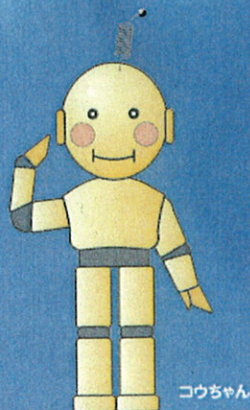


# 工業統計調査

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

調査期日：平成19年**12月31日**

<http://www.meti.go.jp>



経済産業省・都道府県・市区町村